

○7 番 （島崎 敏一） 私は、通告書に基づき、本日3点の質問をします。

1つ目に「立地適正化計画を「毒まんじゅう」にしないために」ということで、食後のデザートにおまんじゅうの話からしたいと思います。

毒まんじゅうの意味を最初にお伝えします。一見すると魅力的ですが、実際には危険を伴うことや飛びつく痛い目に遭うことを指す比喩の表現です。

6月議会の一般質問から引き続いて立地適正化計画について質問します。

質問の要旨は、6月も同じことを申しましたが、申し上げます。形骸化された計画ではなく、住民の意思がはっきりと反映された計画を庁内での横断的な組織づくりと地域住民の熟議を経た合意形成で実現すべきという考えです。

2つの点に私の意見をまとめ、質問します。

1つ目です。毒まんじゅうにしないために。

学校建設の補助金という目先の利益にとらわれ、居住誘導区域以外の中山間地は衰退していくという村の未来にとっての毒まんじゅうにならないよう、しっかりと計画の効用と副作用を理解し、計画を策定すべきと考えます。

農村地域で本計画を策定する問題点について、信州大学で建築士、まちづくりの研究をしている勝亦達夫先生にお話を伺いました。

勝亦先生は元小布施町の職員で、松本市の総合計画の審議に関わるなど行政計画にも大変精通されている方です。

その方にこの計画について相談をしたところ、毒まんじゅうと言っておられました。私が勝手に毒まんじゅうと言っているわけではないので御承知おきください。

本計画を知れば知るほど、金太郎あめのように、コンパクトシティー・アンド・ネットワーク、都市機能の効率化以外の選択肢がないとっていいと理解しました。

区域指定をして都市機能の誘導区域を設定していきますが、本村の場合を想定する際に用途地域の指定をベースとして考えると、資料1の地図のようになります。

中川村全体の中で色づけされているところが用途地なのですが――見づらい地図で大変恐縮ですが――おおよそ中組、沖町の望岳荘周、牧ヶ原、南原の文化センター周辺、そして中央、田島のチャオ周辺のみとなります。

あくまでも仮説として用途地域を誘導区域としたときに、区域外に居住する方々の暮らしはどうなるでしょうか。

中川村は農業を中心とした農村集落であり、日本で最も美しい村連合に加盟しています。本計画の意図する都市機能の誘導化と農村の営みは相反する部分が多分にあり、この相反する部分こそが本計画を毒まんじゅうとするゆえんです。

不動産関係者の間では、区域外の地域を今後国が見捨てる地域と予測している人もおり、地価の下落を心配する声もあります。

本計画は、法的な拘束力はないものの、今後徐々に規制をかけていく可能性は

多分にあります。

補助金などの制約を本計画の区域指定に合わせて行っていく事例は既に複数存在しています。新しい学校づくりもそのような形で補助金を取ります。

それに、資料2ですが、社会資本整備総合交付金というもので、米印のところ、居住誘導区域内のみで使える補助金があったりですとか、そのほかにも災害対策ですとかインフラの効率化で各省庁が本計画をベースとして都市機能の効率化に補助金のメニューを幾つも用意しています。

しかし、その反面で、人口減少やインフラの老朽化、集落維持、担い手不足の問題と対峙していかなければならないことも村の未来にとって大変重要な命題です。

以上のことを踏まえ質問します。

本計画の毒が効いてしまった場合の最悪の状況を想定し、それに陥らないために行政としてできる対策をすることで毒を薬にすることができると考えます。

村長の考える最悪の状況とそれらを回避するための考えを聞かせてください。

最初に立地適正化計画の特徴について少し説明をさせていただきますが、一極集中の都市構造を目指すものではなくて、周辺部とも交通がつながる多極ネットワーク型のコンパクトを目指すというものであるということが1点。

それから、全ての人口を集約するのではなく、周辺部においても地域特性に応じた住環境を確保するものであるということ、これが2点目。

それから、強制的な集約ではなく、インセンティブを講じ、時間をかけ、協力しながら居住や都市機能の誘導を進めるというものであるということであります。

また、計画の実施状況について5年ごとに評価を行い、必要に応じて変更、見直しを行っていくということが定められておりまして、まずこのことをお伝えした上で考え方をお示しさせていただきたいと思います。

人口減少社会においてコンパクトな村づくりを目指す必要があるということは、第6次総合計画における令和2年度から11年度までの基本構想でも示していることでもあります。立地適正化計画の一端はその一環でもあるということを御理解いただきたいと、まずそのことを申し上げたいと思います。

御質問の毒まんじゅうの毒につきましては、誘導区域から外れた地域が放置されてしまうことを最も心配されているものかなというふうに推測いたしますが、これは、さきに説明しましたとおり、立地適正化計画は、誘導区域外であっても交通ネットワークで結ばれ、地域特性に応じた住環境を確保する計画であるために、計画を推進することによって誘導区域外が取り残されるということはないということ、そして立地適正化計画を策定した後も、美里地区ですとか小平地区では既に取り組んでいただいておりますけれども、地域活性化委員会の活動を村は支援していくということに変わりはありません。

それで、最悪の状況ということでございますが、強いて言えば、人口減少により誘導区域も誘導区域外も荒廃が進んでしまうということが最悪の状態かなとい

○7	番	うふうに考えられます。
		そうならないように取り組むための立地適正化計画を作成いたしますが、5年ごとの評価を丁寧に行い、必要な見直しを重ねていくことでよりよい計画にしていくということをお伝えし、回答といたしたいと思います。
		（島崎 敏一） 立地適正化計画の概略的な説明と村長の考えをお聞きしました。
		地域活性化委員会を支援していくということで、すぐに、何ていうんでしょう、区域外の部分を見捨てていくということはないということを確認しましたが、徐々に目減りしていく人口に対して、例えばですけれども、農業に関してですとか獣害対策とかっていう観点を考えたときに、だんだんやはり人口が減っていくということに関して、仮に居住誘導が徐々に進んでいった先の農業の在り方ですとか地域の在り方をどのように想像されていますでしょうか。
○議	長	通告外ですが、答えますか。
○村	長	村は、計画の中では、都市計画とそれ以外の区域、農業振興のための区域、大きくはこういう色分けをもって土地利用計画をつくっておるところでございます。
○7	番	それで、仮に人口が減っていったときにどうなるかということですが、集落が当然なくなっていくということになったときに、農地を農地として本当に維持できない状態ももちろん生まれるでしょうけれども、一つは、そうならないために、村は、1番議員の御質問にもありましたけれども、例えば農地については、いわゆる地域計画をもって利用を促進する、それで、農地としてもう無理だという地域については山に戻すなり違う利用を考える、こういう形でもって今後農地としての利用は進んでいくだろうと思います。
		人口が減った場合には集落の維持ができなくなるのではないかとということも十分考えられますが、それはそれとして、例えば小平ですとか美里地域には何度も申し上げているとおり地域活性化委員会がありますので、そういうところに支援をしながら、議員も非常に中核的に活動していただいておりますけれども、空いてきたところの家屋を利用して違う方に住んでいただく。
		そのために、村は、そこがいいという方については、その住居を直し住みやすくするお手伝いをする。こういうことによって、新たな人口といいますか、代わりに住んでいく方を確保していくと、こういうことは、原則として、ずっと大きな流れでやっておりますので、いずれなくなったときはどうするんだという言い方でもありますけれども、そうならないようにしていく、そういう施策をきちんと持ってやっていくということでございます。
		（島崎 敏一） 村長の考え、しっかり確認できました。
○7	番	次の質問に行きます。
		都市計画法を基に策定される本計画と村の総合計画に明記された各計画との整合性をどのようにとっていくのか、今の答弁とちょっと重なるところがありますが、考えを聞かせてください。

○村	長	先ほどの質問では誘導区域外が放置されてしまうのではないかとという御心配もあり、総合計画との整合性についてのお尋ねかなというふうに思われます。
○7	番	繰り返しになりますけれども、周辺部を切り捨てるというものではございません。見直しを重ねてよりよい計画にしていくということは、最初に回答させていただいたとおりでございます。
		なお、整合を図ることが必要になるのは、総合計画と立地適正化計画の間にながりのそごが生じるような状態、こういうふうな場合かと思われれます。
		立地適正化計画につきましては、現在策定中でございますが、総合計画とそごが生じることのないよう注意をして、計画策定の必要な作業は進めてまいります。
		（島崎 敏一） 次の質問に行きます。
○村	長	本計画と関連づけて行われる政策は、直近のところで言いますと、新たな学校づくり、そして望岳荘周辺これから、チャオ周辺の活性化、保育園の在り方、そして東、西の空き校舎等が考えられますが、庁内での横断的な連携は取れているでしょうか。
		前回――6月議会での地域政策課長の答弁によりますと、各部署、担当係、担当者での調整会議等を開催すると答弁がありましたが、その後の状況を聞かせてください。
		前回の議会後であります。7月でありますが、企画委員会を開催しまして、全体のスケジュール感ですとか課題間について……。あ、失礼、課長でした。（笑声）申し訳ありません。ちょっと耳が遠くなりました。
		課長のほうからお答えをさせていただきます。
○地域政策課長		今の件につきまして私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。
○7	番	前回の6月定例会後の7月に企画委員会を開催しまして、全体のスケジュール感や課題感について共有し、調整を図ったところであります。
		また、立地適正化計画の策定を待たずに準備を進めなければならない新たな学校づくりに関しては、実施主体が教育委員会であることに変わりはありませんが、村部局でも積極的に関わっていくため、教育委員会も含めた関係課長を構成員としました、1つとしてハード面、2つとして財政面、3つ目として村全体の事業の優先順位を検討する各部会を設置しまして、定期的に開催することとなっております。必要な場合は随時開催をしていく予定であります。
		また、住宅施策についても検討する部会を設定しております。
		部会の進捗管理や調整につきましては企画委員会が行う体制としておりますが、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。
○7	番	（島崎 敏一） ぜひ計画的に、併せてスピード感を持って、委員会のほうをお願いいたします。
		次の質問に行きます。
○7	番	2つ意見を持って質問すると言いましたが、2つ目の意見Bの要旨を述べます。
		対話と熟議を促す仕組みづくり。

		本計画をつくることが目的ではなく、その後どんな地域を描くのか、何を残し、村にしかない魅力を生かせるのか、次世代を交えて課題を共有し、対話と熟議をする必要がある。それを実現させるために庁内横断型の会議体や住民の自治参画を促す仕組みを早急につくるべきと考えます。 これら2点について質問をします。 今の私の話と重なる部分があるので、ちょっと通告書は割愛しますが、前回――6月議会の村長答弁では、これらの2つの仕組みづくりについて早急に方向は出していきたいとのことで、概略が定まっていませんでした。 これから具体的に検討していくのであれば、この2つの組織を立ち上げるべきだと考えます。 1つ目の質問なんですが、庁内横断型の会議体についてですが、村の諸課題に対して施策の優先順位をこの会議体で検討し、限られた予算と人員を投入するべきと考えますが、村長の考えを聞かせてください。 すみません。今度は村長からと、申し上げます。 このことにつきましては、先ほど地域政策課長が答弁をさせていただいたとおり、全庁横断的な庁内検討体制を設定いたしまして、優先順位を検討する部会の設置も行っております。 （島崎 敏一） もう既に7月からされているということで、ぜひ、形だけではない、しっかり身と心の籠った計画づくりのほうを全庁挙げて行っていただきます。 次の質問です。住民の自治参画を促す仕組みづくり。 私は従来の審議会的な結果ありきの会議では効果が期待できないと考えます。地域の方の声に寄り添い、地域の未来に関心を持って参加できるような声が届く実感の籠った仕組みが必要であると考えます。 そこで、この件について村長の考えを聞かせてください。 まず、審議会という組織といいますか、ものの在り方だと思いますが、この審議会は、構成する専門的な方々――それぞれの部門で、有識者であったり、特に投げかけること、法律に非常に詳しい、そういう方、現にその関係を扱っている方、こういう皆さんからなる専門とする組織に課題を投げかけ――これは諮問してということになるかと思いますが――あるものについて検討してほしいということについて投げかけ、ここはこうあるべきだというような答申をいただくという形で課題解決策を返していただくものであるというふうに思っております。 審議会と村民参加で様々な意見を――声ということですが――声を聞く、例えばフォーラムというような検討会議、フォーラムを含めた検討会議とは目的が違うというふうに考えております。 現在の検討諸会議が結果ありきの計画であるというふうに議員がお感じになられるとしたら、これは、まだまだ様々な意見をさらに深掘りしていくという議論が欠けているか、あるいはかなり浅いところでまとめているんじゃないかという
○村	長	
○7	番	
○村	長	
○7	番	

		感想を持たれた御指摘だと思います。 声が届く実感の籠った仕組みにするには、テーマを絞って関心のある層の参加を募るのも一つの――先ほどフォーラムと申しましたが――一つの、意見を吸い上げるといいますか、そういう層の参加を募っていくのも会議の在り方として重要かというふうに考えてはおります。 （島崎 敏一） 村長の考え、今お聞きしました。 次の質問にも関連していくんですが、なかなか、しっかり形にまだなっていないといいますが、6月議会でも似たような一般質問のやり取りをした中で、9月の補正には間に合わせたといったような話も聞いておったんですけども、まだ、いまだに予算化されていません。 そんな中、次の質問なんですが、組織形態を庁内だけでは考えず、外部の人材に助言を求めるべきではないかと考えます。 外部のファシリテーターですとか、コーディネーターに力を借りて、限りある人材を――行政職員さんは大変忙しい中、職務されていますが、そういった方々の個性を引き出して組織の力を底上げする仕組みづくりが必要と考えますが、村長の考えを聞かせてください。 ファシリテーターといいますか、そういうファシリテーターですとか、ある部分でのコーディネーター、会議を円滑に進める上での必要な技術ということかと思えますけれども、こういうことを希望する職員は研修に出しております。こういった基本的な技術を学ぶということの講座がありますので、これを研修に出して学んでいただきながら進めているということでもあります。 けれども、職員全てがファシリテーターですとかコーディネーターになれるはずもなく、場合によっては、議員のおっしゃるような外部のある部分で得意な人材、そのことを非常に得意としている人材を確保する必要があるということも当然あるかと思います。 したがいまして、必要に応じて専門家等の招聘を含め検討していくという基本的な考え方でいるということをお答えしていきたいと思っております。 （島崎 敏一） 外部のファシリテーター、コーディネーターについての考え方、確認しました。 本当にスピード感を持ってこちらのほうも取り組んでいただきたいと要望します。 この質問について、何度も言いますが、本当に形骸化された計画ではなく、住民の意思がはっきりと反映された計画を庁内での横断的な組織づくりと地域住民との熟議を経た合意形成、それらによって実現するべきと、最後に重複になりますが申し上げます。 行政は執行機関です。いろいろな地域づくり、マネジメントをするのは行政しかいません。それをいつやるのか、今しかないと考えます。ぜひともよろしくお願いします。
○7	番	
○村	長	
○7	番	

次の質問に行きます。

「忠犬事業（モンキードッグによる獣害対策）について」です。

本村の獣害対策におけるモンキードッグ育成について質問します。

一般的には猿を追いかける犬を総称してモンキードッグと呼んでいますが、南木曾町の事業を参考に忠犬事業と呼ばせてもらいます。

まず私の質問の要旨を述べます。

村にはモンキードッグを育成、飼育できる仕組みがあり、犬の訓練費用補助の制度もあるが、効果的な活用が見込めないままになっています。地域の方々に向けて情報提供や学習会を企画し、獣害対策の機運を高め、対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

これまでの経緯について簡単に述べます。

平成 26 年 12 月議会一般質問にて議員から本件の質問があり、当時の課長は前向きな答弁をしています。

その後、平成 27 年に制度として運用開始されました。これは資料の 3 に詳しい要綱が載っております。

村内の果樹農家が飼育をしましたが、想定していた効果を得ることができず導入を断念、その後 3 年ほどでその犬は病死してしまったそうです。

本村の現状についてですが、中川村地域農業再生協議会の報告によると、令和 6 年の鳥獣害——カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、猿、鹿、イノシシ、ハクビシン等による被害総額は 676 万円、そのほかにも家庭菜園や小中学生の通学路に出没する猿被害を鑑みると、これらの金額以上の被害が出ていることは容易に想像できます。

これらの問題に対して、南木曾町の忠犬事業を私は視察してきました。

今年 8 月初旬に木曾町役場及び忠犬を飼育されている方を視察しました。

木曾町では現在 20 頭の訓練を受けた忠犬が活躍しており、獣害対策に活躍しています。

猟犬との併用利用が可能で、ハクビシン、タヌキ、ハト、イノシシ、鹿等、何でも追いかけるとのことです。南木曾町では、猿だけを追いかけるわけではないので、モンキードッグではなく忠犬事業と呼称しています。

各地区や観光客、南木曾町には中山道の妻籠宿があって、外国人の観光客も、また日本人の観光客も大変大勢来られるとのことですが、犬の放し飼いについて周知、理解を徹底し、地域全体で犬と力を合わせて、野生動物の力と拮抗している様子でした。特に大きなクレームも入っていないということでした。

ちょっと余談になりますが、熊についてなんですけれども、今日もちょうど昼に放送がありましたが、南木曾町の熊の被害に対しても、モンキードッグを飼っている地区では、熊はそこを避けて通るということでした。

ただ、やはり熊といってもいろいろな特性、性格があるので、単純に犬だけでは追い払うことはできないということを言うておりました。

南木曾町の令和 6 年度忠犬事業の支出額は、町の単費で忠犬の状態確認費用、忠犬の首輪購入費用、忠犬の保険加入料として年間で合計 7 万 9,800 円となっています。

昨年度は訓練費用が発生しなかったようですが、実際に訓練をするとなると 1 頭当たり 5 万円掛ける 3 か月で 15 万円の費用がかかるとのことで、全額補助対象となっています。

以上の支出を鑑みると、費用対効果の観点からは優秀な事業であると考えます。

村内の方々の忠犬事業に対する声を紹介します。

一緒に視察した犬を飼っている村内の女性は南木曾町の事業に対して「地域や住民からの目立ったトラブルがないということが印象的だった」、村内の専業の果樹農家の方は「導入しないかという話があれば前向きに検討したい」、水稻栽培をする兼業農家の方は「犬は以前飼っていたし、自分の住む地域でも被害は深刻。南木曾町の取組は大変気になる」、また猟友会の方は「とても興味がある。視察などできれば行ってみたい」。

また、中川村出身の動物写真家、野生動物の報道写真家でもある宮崎学氏が昨年村内で講演会を行い、南木曾町の忠犬事業を推奨していました。

以上のことを踏まえまして質問します。

1 つ目、モンキードッグ導入の補助制度まで作成したにもかかわらず、なぜ普及しなかったのでしょうか、経緯を分析、検証し、考えを聞かせてください。

モンキードッグについてですが、質問にもありますとおり、平成 26 年 12 月議会においてされました一般質問への答弁を機に、先進事例を持つ南木曾町、こちらに、モンキードッグ——こちらでは忠犬事業というようですが——の視察を行っています。

これを踏まえ、村農作物有害鳥獣対策協議会の支援事項として、申請方式によるモンキードッグの導入に対する補助、こちらを行うこととなりました。

補助の条件等につきましては、議員資料の 3 のほうに記載されておりますが、そちらを参考に見ていただければと思います。

この事業を行うに当たって、被害のある適地、適地とは、追う先は山の中——山中、被害地が山林に面しているようなところというものが前提であります。そういった前提であることから、中川村内の被害地を選定しまして、柳沢地区、こちらを選定しまして、地域内の登録候補となる犬 1 匹を訓練に出している経過がございます。

ただし、猿出沒時の追い払いの際は飼い主が近くにいることが条件であるということ、そういったことから、実際の訓練犬の稼働は在宅時の数日であったというふうに聞いております。

当時、普及が進まなかった理由としましては、地理的条件——先ほど言った適地ということになります、こちらに限りがあると、追い払う先が山中であること、そういったことから、隣接地区、こちらに猿を追いかけるということは根本的

○産業振興課長

	な解決にはなりませんので、そういったこと、また交通事故への懸念、それから一部徘徊犬となる実態があるといったことが挙げられまして、実施できる地区というものが限られたということであります。 また、被害のある追い払いができない地域、特に住宅地であるとか、山林から離れているような地域、こちらで実施してございましたおりによる捕獲、これの成果が当時上がっておりました。 そういったことから、この事業につきましては据え置いたまま、おりによる捕獲、こちらを優先的に行っておりました。 その後、モンキードッグの申請も周知してはございましたが、申請は上がってこなかったというのが実態となっております。 検証としましては、南木曾町の地理的条件を備えた適地を探って、協議会、または村主導で実証の実験等を行う必要性もあるというふうに考えております。 （島崎 敏一） 導入の経緯ですとか、確認できました。 次の質問に移りますが、今までの経緯の反省を生かして本件を再導入できれば、それだけで全てを解決できるわけではありませんが、解決の一つの手段として有効な一助となる可能性があると考えますが、村側の考えを聞かせてください。 ただいまの御質問であります、現在、村内に5か所、捕獲用のおりを設置しております。今年度、現地点で捕獲数は40匹を超えております。こういった実績が上がっておりまして、近年にない数となっております。 モンキードッグの導入事業につきましては、申請があれば現在も補助を行います。 今後、適地を選定しまして、隣接する地域住民の理解を得た上で実施していく方向で検討したいというふうに考えております。 （島崎 敏一） 村側の方向性を確認しました。 3つ目の質問に続くんですが、申請があれば今でもオーケーとありましたが、モンキードッグの補助事業を知っている方は私の知る限り本当にごく一部の方で、こんなんでできるんだと、知らない方から驚きの声とともに知らないという声をたくさん聞きました。 そんな中、3つ目の質問なんです、地域住民に向けてのアイデアを提供する意味も込めて、改めて学習会ですとかを企画すべきではないかと考えます。被害が深刻な農家のために早急に実施するべきと考えますが、考えを聞かせてください。 まずは営農センター便り等で導入に係るこの事業の周知等を改めて行います。その反応を基に、状況に応じて学習会、また体験会等の企画、実施について検討していきたいというふうに考えます。 （島崎 敏一） 獣害の被害はこれから果樹が実りを迎えるときにかなり増えてくると予想されます。 農家の方にも聞いたんですが、とにかく早く学習会ですとかをやっていただき
--	--

	たいってということと、あと、犬の育成には大変時間がかかるということで、子犬を見つけてきて、それで3か月訓練に出してとなると、やはり1年以上かかってしまうということを考えると、できれば営農センター便りで早めに告知をしていただいて、それで、その反応を見て、学習会ですとかを、できれば農閑期ですとか、年明けぐらいにやっていただきたいと思うんですが、考えを聞かせてください。 ただいまのお話では年明けをめどにということではありますが、まず周知については、定期的に営農センター便り等を出しております。 それと、あとは村の登録するLINEですとか、そういった方、登録されている方にはそういった周知はできますが、内容等については補助を行っておりますというものをまず先に周知したいというふうに考えております。 そこからその反応を見て考えていきたいというふうに思っておりますので、その状況に応じてということですので、ちょっと、冬というか、1月にできるかという、ちょっとここではお約束できませんが、その状況の反応を見て、反応次第では早めに学習会等を行えればというふうに思っております。 （島崎 敏一） ぜひよろしくお願いいたします。 次の質問に行きます。 「こども家庭センターの管轄について」です。 まず質問の要旨を述べます。 本村のこども家庭センター――以下センターと呼称します。の管轄は保健福祉課となっておりますが、教育行政と、より円滑で実効性のある連携の必要があると考えます。それは、今後、新たな学校建設や児童館の新設などに際してセンターの存在意義が大きくなるからです。 センターの現在の強み、弱みを分析し、管轄移行も視野に入れて柔軟に組織の在り方を模索してみてもはどうでしょうか。 本村の課題についてです。 センターの管轄は市町村ごとに異なるケースが一般的です。飯島町では教育委員会内に、また松川町では保健福祉課内に設置されています。 教育委員会、保健福祉課の管轄それぞれにメリット、デメリットはあり、各町村の状況や職員の人員配置、特性に応じて管轄が決められています。 本村では、新たな学校づくりや児童館の新設など、今後数年は子どもの学びの現場との強い連携が必要となってきます。 センターは昨年開設されたばかりです。組織の在り方を模索している最中だと思いますが、地域の課題と柔軟に向き合い、管轄部署の検討という根幹的な視野を持ちながら組織をアップデートさせていく必要があると考えます。 昨日の6番議員の質問にもありましたが、答弁の中では非常に相談件数も増えて、上手く機能していると私も感じます。 そんな中、図書館で配布されていたんですけれども、中川村子育て情報誌の「子
--	---

○保健福祉課長

育てナビ」というものを拝見しました。

家族で話をしておったんですけれども、こういったものがどのように配られているか分かりませんが、例えば母子手帳を配るときとかに一緒に配ったりしたらお子さんの将来を見据えながら楽しく読めるねとか話しておったんです。

ここに保健福祉課管轄のことは大変充実して載っているんですけれども、子どものことが、あらゆる――あらゆるっていうか、高校生ぐらいまでの子どものことの情報が載っているんですけれども、例えば小学校のこと、中学校のことはあまり詳しく書いていなかったりですとか、あと、子どもの居場所のことについてもやはりもっと載っていてくれたらいいなとか、こういうところでも教育行政との連携がもっと密に取れてれば情報が多かったのかなとか、そんなふうに思っておりますが、質問させていただきます。

現在、センターは保健福祉課の管轄ですが、メリット、デメリットを、教育長と保健福祉課長、それぞれ聞かせてください。

それでは、最初に保健福祉課からお答えをさせていただきます。

まずこども家庭センターですが、児童及び妊産婦の福祉、これは児童福祉部門になります。及び母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、これは母子保健部門になります。に関する包括的な支援を行うことを目的とした施設になります。

母子保健と児童福祉部門を一体的に運営することにより、連携、協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応、相談支援体制の強化を図ることも目的としています。

村ではこども家庭センターを令和 6 年 4 月に設置し、1 年半がたとうとしております。設置する前から母子保健と児童福祉は保健福祉課内にあったので、設置もスムーズにいったと思っております。

機構改革を行ってから設置する自治体も多いと実は聞いております。

メリットとしましては、妊娠期から大人になるまでの継続的な支援ができること、相談や情報の共有についても連携を取りやすくなりましたことなどが挙げられております。

また、センター設置と同時に子育て支援係を創設しましたので、教育委員会や小中学校との連携も様々な面で強化ができています。

こども家庭センターの業務内容に、支援を要する子ども、妊産婦へのサポートプラン――支援計画というものになりますが――の作成、地域資源の開拓を担い、さらなる支援の充実、強化を図ることがあります。

例を挙げますと、子育て世帯への配食サービスやヘルパーによる支援は、村では高齢者への配食やヘルパー業務を担う事業所を中心に委託をして事業を実施しています。これは、高齢者福祉が保健福祉課内にあったことから、実はスムーズに事業化ができました。よって、サポートプランの作成も早々に始めることができます。

支援メニューの事業化ができず、サポートプランの作成ができない自治体もあ

○教 育 長

ると聞いております。

デメリットとしましては、教育委員会との事業の打合せに時間がかかってしまう。先ほど御質問の「子育てナビ」、こちらも、保健福祉課では母子手帳の交付時に確かに配布しております。

それで、こういう教育委員会、学校だとか中学校のことは、やはり事業の打合せとか、今回もそこがちょっと足りていなかったなって今反省をしております。今後更新はしていきますので、また進めていきたいと思います。そこがやはりデメリットになっている。

あと、夏休みの児童クラブで公民館事業への協力の依頼があったんですが、同じ部署であれば効率的にできたのではないかな。

また、保育園と小中学校の学びの継続がスムーズにできないことがある。

また、保護者の意見としましては、子どもに関する手続の窓口が 1 か所であれば 1 回で済むっていうようなことが挙げられております。

教育委員会の立場からお答えをさせていただきたいと思います。

こども家庭センターの必要性っていうものは、これから進めていく新たな学校づくり、そういった時期を待たずとも、今でも非常に重要な組織であるという認識は持っております。

本村におけるこども家庭センターの設置や運営の状況については、今、保健福祉課長が答弁申し上げましたが、教育委員会としてもそういう認識であります。

教育委員会の立場からさらに申し上げますと、先ほどもお話がありましたが、こども家庭センターの設置と同時に子育て支援係が創設されたこと、こうしたことも、教育委員会のみならず、学校現場との連携、協働が一層進んだというふうに捉えております。

よく教育分野以外の皆様から、学校は敷居が高いと、福祉の皆様からとも言われたりしておったんですけれども、現状では、こうした取組を進めていく中で、本村ではそうした敷居が高いっていうことがなくなってきたておりまして、子どもを真ん中にして共に取り組んでいくと、そういう認識で共通して進められているというふうに承知をしております。

また、保小の接続の課題についてということもありますけれども、これは、もう組織自体、また発達段階自体が違う中では、同じ組織であってもなかなか接続が上手くいくってことは難しい面もあるかと思いますが、昨年度から学校と保育所と一緒に研修会をやるような機会もつくってきておりまして、今年も 11 月に行う研修会は乗り入れでやる方向で今計画をしているところでございます。

そうした双方向の情報の共有であるとか、共に課題を考える場を設けることによって、さらにスムーズな連携、接続が図れていくかなということは思っております。

デメリットとして感じていること、先ほどお話がありましたが、組織の違いから連携、調整に時間を要するということは確かにあるかというふうに思ってお

○ 7 番

ります。
方や教育のほう、方や福祉、生活を中心とした支援でありますので、それぞれの組織が進めてきている部分があります。そういったことを連携、協働して進めていくっていうこと、そのことは、確かによりスムーズに進めていくためにはこれからさらに検討が必要だと思いますが、現地点でも取り組んでいる事業については一定の成果が得られているというふうに理解をしております。

○保健福祉課長

（島崎 敏一） お答え、ありがとうございます。
保健福祉課も教育委員会も人手が不足する中、本当に目いっぱい子どもたちのこと考えて日頃からお仕事をしてくださっていると思います。
そこで次の質問なんですけど、やはり連携、調整が両者ともに課題ということですが、これを改善させるための考えを聞かせてください。
課題を改善させるというところで、先ほど最初の質問でありましたところのデメリットっていうのが課題になっていると考えております。連携の部分もそうです。
新しい学校や児童クラブの建設、保育所の在り方も検討進めていくことが、こども家庭センターの管轄をどこにするのがいいか、その他の課題を解決することにつながっていくと思っております。
村は予想以上に早いスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいます。村全体の事業の中で子どもに関する事業をどのように進めていくか、重要な課題だと思いますので、スピード感を持って検討していきたいと思えます。
子どもに関する窓口の一本化は、D Xを活用し、どこからでも手続きができる仕組みをつくれれば解決できることもあるかと思えます。
議員のおっしゃるとおり、こども家庭センターはアップデートしていく必要があります。教育委員会との連携もきちっと頭に入れて、常に事業の評価をして、よりよい子育て支援、こども家庭センターになるように事業を考えて進めていきたいと思っております。

○議 長

教育委員長。
すみません、教育長でした。

○教 育 長

課題の改善という御質問の趣旨については、組織の在り方をどうするのかというところにあるというふうに受け止めさせていただいております。
社会情勢の急激な変化を背景にしまして、新しい学校の在り方や新しい児童クラブ、保育所の在り方など、検討が進められていこうとしている今でございます。こども家庭センターの管轄ということで、こども家庭センターをどうするかということだけではない、全般的な組織の在り方ということは、これからの時代に合った在り方というものも出てくると思えますので、教育委員会としましても、組織の在り方については検討が必要なテーマであるというふうに認識をしているところでございます。

○ 7 番

（島崎 敏一） 保健福祉課長、教育長、課題改善に対しての考えを確認しまし

た。
私も子を持つ親として、また子ども 20 年以上この村で見守ってきた、ボランティアですが関わってきた者として、教育長が今回の議会でも言っていたように、本当に中川の村中が子どもの居場所になったらいいなっていうことにすごく私も共通する思いがあります。
子どもはどんどん大きくなります。子ども時代は一度だけですし、今の小学 1 年生は今だけが 1 年生です。スピード感をぜひ持って、子どもたちにとってよりよい中川村を目指せればと思っております。
以上で私の質問を終わります。